

(別紙1) 赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金・九州(ボラサポ・九州)」

住民支え合い活動助成の活動事例及び対象費用

I. 対象事業例…以下のような被災者と地元の住民グループによる活動

	活 動 事 例
1.生活支援活動	見守り・訪問活動、移送・外出支援、引っ越し・片づけ作業、配食サービス、家事援助、相談事業、情報収集・提供事業、ミニコミ紙作成・配布事業、防災マップ・防災マニュアル作成事業、コロナ禍における孤立防止のための活動
2.サロン活動	健康づくり支援事業(ウォーキング、太極拳、ヨガ等)、食事と栄養バランス支援事業、健康相談事業、介護予防支援事業、体操・スポーツ振興事業(ゲートボール、野球、サッカー、ボウリング等)、音楽療法支援事業、生きがいつくり支援事業、文化活動(民謡・詩吟、習字、絵、手芸、大工等)
3.季節の行事	お正月会、餅つき会、ひな祭り、お花見会、七夕、祭り、紅葉狩り、クリスマス会、いも掘り、コロナ禍で行うオンライン集会・イベント
4.住民交流事業	昔の遊び・昔話の伝承、郷土の歴史学習、郷土料理の伝承、お便り交流、映画観賞会の開催、各種コンサート開催、落語・寄席の開催、講演会の開催、紙芝居・人形劇の開催、運動会・学芸会の開催、囲碁・将棋大会の開催、各種復興イベントの開催、リフレッシュのための遠足等戶外活動
5.その他	子どもの学習支援、子ども一時預かり、研修会活動、心のケア支援事業、傾聴ボランティア育成活動、災害伝承活動、防災訓練・教育、マッサージ

II. 対象費用例

項目例示	費 用 の 例 示
1.物品費	消耗品費・衛生用品費、文房具代、テキスト・書籍代、作業用具代、入場料等チケット代
2.備品費	ポット、食器、ストーブ、ホワイトボード、キャビネット、パソコン、プロジェクター、タブレット
3.弁当・茶菓代等	食材費、食事・弁当代、茶菓代(対象外となる場合もあります)
4.印刷費	チラシ等印刷代、コピー使用料
5.通信費	電話代、FAX使用料、切手代、送料代
6.光熱費	電気代、水道代、ガス代
7.運搬費	車両レンタル代、バス借上げ料、燃料代
8.交通費	バス代、鉄道運賃、ガソリン代、高速道通行料
9.研修会・会議費	会場借上げ料
10.謝金	外部講師等への謝金
11.保険料	行事保険

Ⅲ. 各費目の上限額

費用	上限額
1.物品費	各物品あわせて (地域助成) 30,000円、(広域助成) 100,000円
2.備品費	各種備品あわせて (地域助成) 30,000円、(広域助成) 100,000円
3.弁当・茶菓代等	食事会等の食材費・弁当代は1回につき1人当たり1,000円 サロン等の茶菓代は1回につき1人当たり500円
4.印刷費	あわせて (地域助成) 50,000円、(広域助成) 100,000円
5.通信費・光熱費	1日当たり1,000円
6.運搬費	1回当たり (地域助成) 50,000円、(広域助成) 100,000円
7.交通費	スタッフ・ボランティアの交通費：1日当たり1,000円
8.研修会・会議費	会場借上げ料：1日当たり (地域助成) 50,000円 (広域助成) 100,000円
9.謝金	講師謝金：1事業あたり5,000円
10.保険料	行事保険：1人30円 (行事保険Aプラン料金による)

※なお、上記の上限額を超える場合は県共同基金会までご連絡ください。

Ⅳ. 対象外経費

本助成事業では以下の経費を対象としません。応募の際はよくご確認ください。

対象外経費	①応募団体の会員やスタッフ、ボランティアの会議・打ち合わせの際の飲食代
	②活動時のボランティアへの手当・謝金
	③個人の所有に属することになる配布だけを目的にした物品購入費、見舞金等現金支給
	④チャリティイベントの開催経費
	⑤傷害保険等（基本[一般・天災]のAプランの保険額を上限とします）